

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9第1項の規定に基づき、伊賀市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊賀市文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 伊賀市文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財の所有者
- (3) 関係機関または関係団体の代表者等
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第3号又は第4号に掲げるところにより委嘱された委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局文化財課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。